公明党代表　山口那津男　様
公明党所属の国会議員の皆様

［申し入れ書］

憲法（立憲主義）破壊、民主主義破壊であることを自覚してください

私たちは、この 15 日の衆議院平和安全法制特別委員会および翌 16 日の衆議院本会議における安全保障関連法案の与党単独での採決に強く抗議します。

この法律の本質は、アメリカの戦争にこれまで以上に日本が協力（参戦）することを可能とするものです（集団的自衛権の行使）。この法律については、大多数の憲法学者や内閣法制局長官経験者、最高裁判所長官経験者からも「違憲である」「違憲の疑いが強い」との指摘がなされています。安倍首相の「お友達」以外はみな違憲としていると言ってもよいほどです。こうした指摘に対して、追いつめられた政府はまったく無関係な「砂川事件」の最高裁判決を持ち出し、ほとんどそれのみを根拠にして合憲であると強弁しています。その牽強付会ぶりデタラメぶりは見苦しいばかりです。そしてそうした暴論が歯止めなく通ってしまっている国会審議のありようは実にそら恐ろしいものです。

ヒトラーのナチスは「合法的に」ワイマール憲法を無効化し独裁政権を手にしました。それを担保したのが、国会が立法権を政府に委譲する**全権委任法**です。この法律の正式な名称は、「**民族および国家の危難を除去するための法律**」でした。

もちろん今回の安全保障関連法案（戦争法）は、政府に全権をゆだねるものではありませんが、その前提として憲法の解釈を閣議決定のみによって 180 度変更しました。またこの法案自体も、例えば、最も重要な「存立危機事態」の認定について、客観的な判断基準がまったく示されていず（おそらく恣意的に曖昧にされ）、「総合的に判断して政府が決める」という政府答弁通り、実質的に政府に白紙委任するものです。

ヒトラーのナチスは、全権委任法を単独で成立させることができませんでした。ワイマール憲法は実質的な憲法修正の内容をもつ法案の成立には、出席議員の３分の２以上の賛成が必要とされていてナチスだけで成立を見込めなかったのです。そこをヒトラー・ナチスは手続きの上でも合法的に（安倍・自民党政権のように改憲手続きを無視し、「解釈変更」でごまかすことなく）すすめようとしました。そうした中でこの法律の可決に協力・手を貸した政党がありました。中央党（カトリック系政党）です。中央党が協力した理由は、「支持基盤である教会の権限を侵害しない」というナチスからの甘言と、「反対した場合に党に対して不愉快な結果が降りかかるおそれがある」ことを危惧してのことでした。

安倍首相は、靖国神社への参拝に固執する首相です。「侵略戦争の定義は定まっていない」とうそぶく首相です。立憲主義を認めてもいません。自民党が掲げる「日本国憲法改正草案」解説では、天賦人権論すら否定しています。

今この自民党を中心とする政権が、閣議決定で憲法解釈をねじ曲げ、憲法違反の法律を成立させようとしています。安全保障関連法案は、衆議院では可決されましたが、参議院での審議はこれからです。

幸いなことに、参議院で可決に必要な過半数、60 日ルールによって差し戻しされた場合の衆議院での再可決に必要な３分の２の議席を、自民党は持っていません。ナチスと同じように単独での安全保障関連法案（戦争法案）の採決は不可能なのです。どこかの政党がナチスに協力した中央党のように、自民党に協力することがなければ、廃案にできるのです。そして立憲主義、民主主義の危機・崩壊を回避できるのです。

私たちは、貴党になんら期待するものではありません。ただ私たちが願うことは、貴党が行っていること・行おうとしていることが、憲法（立憲主義）破壊であり、民主主義の破壊である、そのことの自覚を確かに持って参議院の審議に臨んでいただきたいということです。

私たちは、ナチス独裁政権に道を開いた中央党のような役割を貴党が果たすかどうかしっかりと見届けようと思います。

2015 年 7 月 18 日

反安保実行委員会
東京都千代田区神田淡路町 1-21-7　静和ビル 2-A　淡路町事務所気付
TEL／FAX　03 - 3254 - 5460